

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の施行に伴い、認定中小企業者等への貸付けに関する事項を追加する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者及び中小企業者並びに生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者を、農業改良資金の貸付けの対象に新たに加える。
- (2) 次の表の左欄に掲げる資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は、同表の中欄及び右欄のとおりとする。

認定農商工等連携事業を実施するのに必要な資金	12年以内	5年以内
認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造者の需要に的確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置等を実施するのに必要な資金	12年以内	3年以内

- (3) 農業改良資金の種類に農商工等連携促進法による貸付けに関する資金を新たに追加する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその経営の再建を図るため緊急に必要とする資金（以下「漁業経営維持安定資金」という。）を円滑に融通するため、県は、漁業経営維持安定資金を貸し付ける融資機関に対し利子補給を行っている。
- (2) 燃油の高騰、魚価の低迷等により漁業経営が圧迫されていることをかんがみ、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、引き続き(1)の利子補給を行うよう所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則の失効期限（現行 平成21年3月31日）を定めた規定を削る。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、平成21年4月1日から境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）に指定管理者制度が導入されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) これまで規則で定めていた市場の開館時間、休館日等について、条例の改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなったため、これらの規定を削る。
- (2) 指定管理者が市場の管理・運営を適切に行えるよう市場内での無許可営業を条例に定める禁止行為とみなすとともに、施設設備を損傷したときの届出等に関し、必要な事項を定める。
- (3) 平成20年2月に用途廃止となった昭和町外港の一部を市場面積から除外し、99,593平方メートル（現行102,812平方メートル）とする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことにかんがみ、県が行う建設工事に係る履行遅滞の場合における損害金等の率を引き下げる等所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

- (1) 県が行う建設工事で建設業法に規定するものについて請負者がその履行を遅滞した場合の損害金の額等の算定における年率を年3.6パーセント（現行 年3.7パーセント）とする。
- (2) 部分払できる契約について、契約金額による制限（100万円以上）を廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

#### 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

平成20年9月議会における知事答弁を受け、入札参加制限を行う前にあらかじめ意見を聴く公平中立な第三者的機関を定めるとともに、入札参加制限に係る異議申出の制度を設ける等について定める。

##### 2 規則の概要

- (1) 入札参加制限を行う前にあらかじめ意見を聴く公平中立な第三者的機関を鳥取県建設工事等入札・契約審議会とする。
- (2) 入札参加制限に係る異議申出の対象となる案件、異議申出書の取扱い等の手続に関する事項を定める。
- (3) 平成19年度及び平成20年度に付与された入札参加資格の有効期間の特例措置を講ずる。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

#### 鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

東京利用者の増加に伴う国内線ターミナルビルの待合スペースの不足の解消を図るため、鳥取空港国際会館（国際交流センターを除く。以下「国際会館」という。）の利用時間を拡大する等所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

- (1) 国際会館の利用時間を、午前8時から午後6時まで（現行 午前9時から午後5時まで）に改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県統計調査条例施行規則等の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

鳥取県統計調査条例が一部改正され、一般からの委託に応じた統計の作成等ができることにされたこと等に伴い所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

- (1) 鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正
  - ア 調査実施機関がその行った県統計調査の目的以外の目的のために調査票情報を利用しようとする時の手続を定める。
  - イ 公的機関が知事等に統計の作成等を求めるときの手続を定める。
  - ウ 知事等は、次の場合に委託による統計の作成等を行うことができることとし、この場合の手続を定める。

- (ア) 学術研究の発展に資し、次のいずれにも該当すると認められるとき
    - a 委託により作成された統計表その他の成果物（以下「委託成果物」という。）を学術研究の用に供することを直接の目的とするものであること。
    - b 委託成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。
  - (イ) 高等教育の発展に資し、次のいずれにも該当すると認められるとき
    - a 委託成果物を大学又は高等専門学校における教育の用に供することを目的とすること。
    - b 委託成果物を用いて行った教育内容が公表されること。
  - エ 定期に又は継続的に実施する県統計調査についてはその名称及び目的を規定し、それ以外については告示で定め、規則で実施細目を定めているものを除き、調査対象の範囲等を告示で定めるものとする。
  - オ 県統計調査に従事する職員及び立入検査を行う職員の身分証明書の様式を定める。
  - カ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則について、(1)に伴い所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。